

1 下妻市立総合体育館基本使用料

区分				午前9時から正 午まで	正午から午後5 時まで	午後5時から午 後10時まで	午前9時から午後 10時まで
主競技場	団体専用 利用	体育に利用 する場合	入場料を徴収しない場合	円 2,100	円 3,150	円 4,200	円 9,450
			入場料を徴収する場合	4,200	6,300	8,400	18,900
		体育以外に 利用する場 合	入場料を徴収しない場合	4,200	6,300	8,400	18,900
			入場料を徴収する場合	8,400	12,600	16,800	37,800
		営利・宣伝を目的とする場合	63,000	84,000	105,000	210,000	
柔道剣道場	個人利用			50	100	150	300
	団体専用 利用	体育に利用 する場合	入場料を徴収しない場合	520	840	1,050	2,410
			入場料を徴収する場合	1,050	1,680	2,100	4,820
		体育以外に 利用する場 合	入場料を徴収しない場合	1,050	1,680	2,100	4,820
			入場料を徴収する場合	2,100	3,360	4,200	9,640
卓球場	個人利用			50	100	150	300
	団体専用 利用	体育に利用 する場合	入場料を徴収しない場合	520	840	1,050	2,410
			入場料を徴収する場合	1,050	1,680	2,100	4,820
		体育以外に 利用する場 合	入場料を徴収しない場合	1,050	1,680	2,100	4,820
			入場料を徴収する場合	2,100	3,360	4,200	9,640
ステージのみ利用				1,050	1,570	2,100	4,720
コインシャワー (1回につき)				100			

備考

- 1 市民(市内事務所に勤務する者を含む。)以外の者の利用については、上記金額の10割増とする。
- 2 市内の個人及び団体の営利宣伝等を目的としない利用(入場料を徴収しない場合のみ)については、上記金額の5割相当額とする。
- 3 主競技場を部分的に利用する場合の使用料の額は、上記金額の5割相当額とする。
- 4 準備のためのみに利用する場合の使用料の額は、上記金額の5割相当額とする。
- 5 前各項の規定は、コインシャワーについては、適用しない。

照明使用料(夜間及び昼間でも照明を利用する場合)

利用単位	主競技場	柔道剣道場	卓球場
1時間	1,570円	210円	210円

備考

- 1 市民(市内事務所に勤務する者を含む。)以外の者の利用については、上記金額の10割増とする。
- 2 主競技場を部分的に利用する場合の使用料の額は、上記金額の5割相当額とする。
- 3 準備のためのみに利用する場合の使用料の額は、上記金額の5割相当額とする。